

エンジェル税制の拡充及び要件の緩和

背景・目的

エンジェル投資は、事業見通しが不透明でビジネスリスクが特に高い重要なリスクマネーの供給源であるが、アメリカ等の先進国と比較して日本におけるエンジェル投資の金額は非常に低い状況である。そのため、さらなるスタートアップへの投資を促進するため、「特定中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」（別スライド）と同様に、エンジェル税制についても拡充及び要件緩和が行われる。

税制措置の内容

現行制度では実質的に繰延措置であるところを、**20億円**を上限に、特定株式の取得価額について非課税とする措置を行う。「特定中小会社が設立の際に発行した株式取得費の控除特例」とは選択適用となり、適用時期は大綱段階では不明。

譲渡所得の特例

投資時に、一定の居住者等が特定株式を払込みにより取得をした場合、「その年中の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又上場株式等に係る譲渡所得等の金額」から「その特定株式の取得に要した金額の合計額（特定株式取得費）」が控除される。

譲渡時に、特例の適用を受けた特定株式のうち、以下のスタートアップ企業要件を満たす場合には、「その特定株式の取得に要した金額」から「特例の適用を受けた金額から、特定株式取得費とその取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額（上限は20億円）のいずれか低い金額、を控除した金額」を控除した金額を、その特定株式の譲渡金額から控除することとする。

スタートアップ企業要件の追加

現行のエンジェル税制の要件に加えて、以下の全ての要件を満たす必要がある。

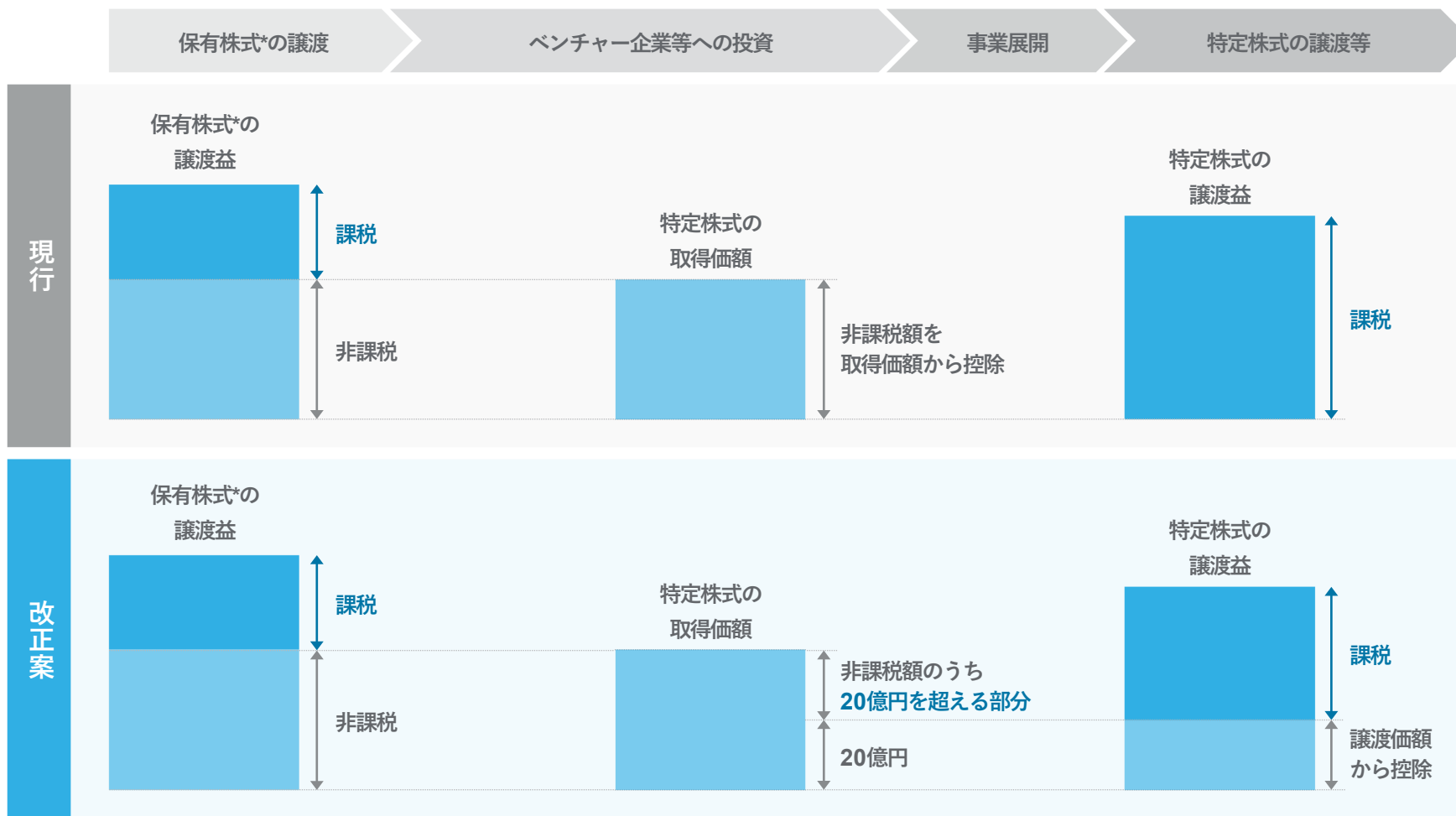
- ① その設立の日以降の期間が5年未満であること
- ② 設立後の各事業年度の営業損益金額が零未満であること
- ③ 当該各事業年度の売上高が零であること又は前事業年度の試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令第3条第1項に規定する費用の合計額の出資金額に対する割合が30%を超えること
- ④ その他の要件を満たすこと

現行・改正案の比較（寄付金控除の改正を含む）

特定新規中小企業者が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、以下の通り要件が見直される。

	現行	改正案
譲渡所得の特例		
取得価額の調整計算	特定株式の取得に要した金額から、上記の特例の適用を受けた金額を控除した金額	特定株式の取得に要した金額から、「特例適用を受けた金額から以下の①と②のいずれか低い金額を控除した金額」を控除した金額 ① その特定株式の取得に要した金額の合計額 ② その取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額（上限は20億円）
適用対象となる中小企業者の要件	特定新規中小企業者の特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないこと	特定新規中小企業者の特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の20分の19を超える会社でないこと
添付書類	一定の申請書類が必要	一部の申請書類については添付を要しないこととする
寄付金控除の特例		
適用対象となる中小企業者の要件	上記、譲渡所得の特例と同様	上記、譲渡所得の特例と同様
添付書類	一定の申請書類が必要	一部の申請書類については添付を要しないこととする

エンジェル税制のイメージ図



*一般株式等の譲渡及び上場株式等の譲渡